

京都市告示第 76号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成31年4月8日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人福耳会 京都駅前耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	下京区烏丸通七条下る東塩小路町735番地1号	平成31年4月1日
山本医院	右京区梅津北浦町19-9	平成31年2月21日
日本調剤 円町薬局	中京区西ノ京馬代町16番地12 セントポーリア丸太町1階	平成31年3月1日
クオール薬局京都五条店	下京区五条通新町東入東鋸屋町173番地高橋第6ビル1階	平成31年4月1日
カワモト薬局 常盤店	右京区常盤窪町11番地3	平成31年2月12日
訪問看護ステーションとも	右京区西院下花田町9番地	平成31年4月1日
ほわいえリハビリ訪問看護ステーション	右京区西院四条畑町1番35 スールシャンプル506	平成31年4月1日
訪問看護ステーション響く	伏見区向島善阿弥町35-5	平成31年4月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)